

## 令和8年度山口労働局管内7施設で使用する電力供給契約 質問及び回答

令和8年2月3日  
山口労働局総務課

### 【質問1】

提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。

### 【回答1】

提出する書類の日付は提出日、入札書の日付は封入日としてください。

### 【質問2】

自家発補給電力の契約はありますか。

### 【回答2】

自家発補給電力の契約はございません。

### 【質問3】

契約期間中に増設工事等により、契約電力が 500kW 以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。

### 【回答3】

契約期間中、契約電力が 500kw を超える予定はありません。仮に契約電力が 500kw 以上となった場合、契約書(案)第5条のとおり、協議の上決定することとなります。

### 【質問4】

予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。

### 【回答4】

予備電力の契約はございません。

### 【質問5】

弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。”

### 【回答5】

電気料金の支払は日本銀行を通じて振込で対応しております。振込に関する費用は全て労働局で支出しております。支払期日については差し支えありません。

### 【質問6】

請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。

### 【回答6】

問題ございません。請求書の送付方法は郵送の他、メールやWEBからダウンロードする形式でも可能です。

### 【質問7】

送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。

### 【回答7】

送電開始日は令和8年4月1日としており、現在の計量日は毎月1日です。

### 【質問8】

電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。

【回答8】

需要場所である公共職業安定所に、異なるテナントの入居はありません。

【質問9】

電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。

【回答9】

原則として請求書への記載額を全額支払いますが、複数で合算した額を支払う可能性もあります。その場合、メールで支払金額の内訳を通知することは可能です。

【質問10】

自動検針装置はついていますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。

【回答10】

自動検針装置については電気需給契約仕様書に記載のとおり、各施設に設置しております。

【質問11】

仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。

【回答11】

契約書の内容や契約書に記載がない事柄について、契約後に協議して決定することとなります。

【質問12】

入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。

【回答12】

入札書及び入札内訳書の提出方法については入札説明書内「4 入札等」(3)②のとおり提出をお願いいたします。入札書と入札内訳書への割印等は必要ありません。

【質問13】

入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。

- ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。
- ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。
- ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。
- ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。

【回答13】

基本料金及び電力量料金の各単価には、消費税及び地方消費税を含みます。基本料金及び電力量料金は小数第2位(銭単位)まで含めることができます。各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じた際は、月ごとにその端数を切り捨ててください。1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際は、1円未満の端数を切り上げてください。

【質問14】

各施設分の予定契約電力および予定使用電力量を合計し、1つの内訳書を作成してもよろしいでしょうか。複数施設の内訳書をそれぞれの施設作成する必要がある場合、各拠点の税込金額を税抜に直したのちに足し合わせるのか、全施設の税込み金額を合計した後に、税抜きに直すのかどちらになりますでしょうか

【回答14】

各拠点毎の予定契約電力、予定使用電気量及び予定蓄熱電気量に対して入札付属書を作成してください。入札付属書の各拠点の税込金額を税抜金額へ割り戻したのちに足し合わせてください。

【質問15】

各施設においてプラン形態(季節別・時間帯別等)が異なる場合、全て季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。

【回答15】

差し支えありません。

【質問16】

入札書と内訳書およびその他提出書類について、Excel もしくは Word データでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。

【回答16】

Excel 又は Word のデータを送付することは可能です。

【質問17】

弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。

【回答17】

電気料金の構成及び算定方法については、契約書(案)第2条にある通り、落札者の料金体系を考慮し、当局と協議のうえ決定することとなっております。

【質問18】

弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。

【回答18】

電気料金の構成及び算定方法については、契約書(案)第2条にある通り、落札者の料金体系を考慮し、当局と協議のうえ決定することとなっております。

【質問19】

燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。

【回答19】

可能です。

【質問20】

落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。

【回答20】

開札時に、予定価格の制限に達した入札がない場合は、同日中に時間指定のうえ再度の入札を予定しています。2回の再度の入札においても予定価格の制限に達した入札がない場合は、開札日に落札者が決定しない場合があります。

【質問21】

入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。

【回答21】

差し支えありません。

【質問22】

落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。

【回答22】

電気料金の構成及び算定方法については、契約書(案)第2条にもある通り、落札者の料金体系を考慮し、当局と協議のうえ決定することとなっております。

【質問23】

複数需要場所の合算請求書の発行は対応できかねますがご了承いただけますでしょうか。

【回答23】

差し支えありません。

【質問24】

計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。

【回答24】

差し支えありません。

【質問25】

落札者が決まらず2回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。

【回答25】

再入札を希望されない場合、「入札辞退届」の様式を用いて再入札辞退届の提出をお願いします。

【質問26】

契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。

【回答26】

提出期限は設けておりません。速やかに契約書を提出することとしております。

【質問27】

発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますか問題ございませんでしょうか。

【回答27】

差し支えありません。

【質問28】

特定電源割当証明書及び電力供給に用いた証書について、契約終了後 1 回の提出でご了承いただけますでしょうか。認められない場合、特定電源割当証明書は上半期、下半期ごとの提出とし、非化石証書の提出については供給終了後 1 回の提出となることご了承いただけますでしょうか。

【回答28】

特定電源割当証明書は上半期、下半期ごとの提出とし、非化石証書の提出については供給終了後 1 回の提出をお願

いします。

【質問29】

弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書を発行することが出来かねます。供給地点における再生可能エネルギー電力(使用電力量の 40%)を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす電力の供給に用いた証書の写しとして提出させていただいてよろしいでしょうか。

【回答29】

差し支えありません。

【質問30】

特定電源割当証明書および非化石証書の発行について、弊社では本案件の対象である複数施設をまとめた情報での1枚の発行となりますか。ご了承いただけますでしょうか。施設毎の発行対応が必須となりますでしょうか。

【回答30】

特定電源割当証明書及び非化石証書について、複数施設をまとめて1枚となることは差し支えありません。

【質問31】

供給終了後の非化石証書の提出時期について、最大で5か月ほど期間を要する場合がございます。ご了承いただけますでしょうか。

【回答31】

差し支えありません。

【質問32】

市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。

【回答32】

固定価格での入札に限ります。市場価格の高騰等、単価の見直しが必要な情勢であれば、価格の変更協議には応じます。

【質問33】

電力会社の検針方法について、【検針員による検針】とございますが、本案件については自動検針装置が設置されているため、検針員による検針は行われないという認識でよろしいでしょうか。

【回答33】

ご質問のとおりです。

【質問34】

弊社は紙契約書の締結を希望しますがご了承いただけますでしょうか。

【回答34】

原則、契約書の締結は電子契約によることとしておりますが、電子契約を行うことができない特別な事情がある場合は、紙契約書の締結を認めることとします。

【質問35】

入札書及び提出書類について、印マークのないものは押印省略可能という認識でよろしいでしょうか。押印が必要な書類がございましたらご教示ください。

【回答35】

押印が必要な書類はございません。

【質問36】

入札書提出時に内訳書の添付は必要でしょうか。

【回答36】

入札書及び入札内訳書の提出方法については入札説明書内「4 入札等」(3)②のとおり提出をお願いいたします。

入札書と入札内訳書への割印等は必要ありません。

【質問37】

立ち合いはせずに郵送にて入札書を提出する場合開札同意書の提出は必要でしょうか。

【回答37】

入札説明書内「5 開札」(3)のとおり、開札同意書を入札書提出時に併せて提出をお願いいたします。